

GPS 機器による位置情報取得行為とストーカー規制法 2 条 1 項 1 号の「見張り」

【文献種別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 令和 2 年 7 月 30 日

【事件番号】 平成 30 年（あ）第 1529 号

【事件名】 ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被告事件

【裁判結果】 棄却

【参照法令】 ストーカー行為等の規制等に関する法律 2 条 1 項 1 号・2 条 3 項・18 条、刑法 60 条

【掲載誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25570973

立命館大学教授 嘉門 優

事実の概要

交際中の被害者（当時 28 歳ないし 29 歳）の男性関係を疑った被告人は、被害者の行動を確かめて男性関係を知りたいと思うようになり、平成 28 年 4 月 23 日頃から平成 29 年 2 月 23 日までの間、共犯者と共謀の上、長崎県所在の A 等において、多数回にわたり、被害者が使用している自動車に全地球測位システム（略称 GPS）機能付き電子機器を密かに取り付け、被告人の携帯電話を利用して多数回にわたって本件 GPS 機器の位置情報の検索を行った。これにより、被告人は、被害者の自宅や勤務先付近、被害者が頻繁に通っていた美容室の駐車場及び A 付近のほか、被害者が本件自動車により立ち回った長崎県内及び佐賀県内等の各所の各位置情報を多数取得した。以上の事実について、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下、「本法」という）2 条 1 項 1 号所定の「見張り」に当たるとして、被告人が起訴された。

第一審（佐賀地判平 30・1・22LEX/DB25561580）は、被害者の自動車を、本法 2 条 1 項 1 号所定の「その他その通常所在する場所」だとして、被告人の行為が本規定の「見張り」に当たるとしたため、被告人が控訴した。控訴審（福岡高判平 30・9・21LEX/DB25449773）は、「見張り」とは、一般に、視覚等の感覚器官によって対象の動静を観察する行為と解されるところ、本法は「見張り」について、被害者の住居等の付近において行われるものに限って規制対象にしているとする。そうすると、本件において、本件自動車の GPS 機器による位置情報取得行為は、被害者の住居等の付近において、視覚等の感覚器官によって被害者の動静を観

察するものではないから、法所定の「見張り」に該当しないと解するのが相当であるとして、原判決を破棄したうえで差し戻すと判断したため、検察官が上告した。差し戻す理由として、本件公訴事実には、本件自動車に GPS 機器を取り付ける際に、付近に被害者がいないかどうかを確認するなどして、被害者の動静を観察する行為が含まれていると解する余地があり、その行為が見張りに当たりうることを挙げた。

判決の要旨

上告棄却。本法 2 条 1 項 1 号は「好意の感情等を抱いている対象である特定の者又はその者と社会生活において密接な関係を有する者に対し、『住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（住居等）の付近において見張り』をする行為について規定しているところ、この規定内容及びその趣旨に照らすと、『住居等の付近において見張り』をする行為に該当するためには、機器等を用いる場合であっても、上記特定の者等の『住居等』の付近という一定の場所において同所における上記特定の者等の動静を観察する行為が行われることを要するものと解するのが相当である。そして、原判決の認定によれば、被告人は、元交際相手が利用していた美容室の駐車場等において GPS 機器を上記自動車に取り付けたが、同車の位置の探索は同駐車場等の付近から離れた場所において行われたというのであり、また、同駐車場等を離れて移動する同車の位置情報は同駐車場等の付近における同人の動静に関する情報とはいえず、被告人の行為は上記の要件を満たさないから、

『住居等の付近において見張り』をする行為に該当しないとした原判決の結論は正当として是認することができる。」

判例の解説

一 争点

本法2条は、特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその者と密接な関係を有する者に対し、「つきまとい等」を行うことを禁じている。この「つきまとい等」として列挙された行為類型のうち、本件のようなGPS機器による位置情報取得行為は、一見すると、同条1項2号の「監視」に該当しそうである。しかし、2号は「対象者の行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと」を要求しているため、対象者に気づかれないようにひそかに行われる位置情報取得行為は該当しない。

他方、同条1項1号では、「つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがる」といった被害者との直接的な接触を試みる行為とは異なり、「見張り、押し掛け、うるつく」といった行為に対しては、被害者の「住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所（以下「住居等」という。）の付近において」という場所的な限定（以下、「場所的要件」という）が付されている。本件のようなGPS機器による位置情報取得行為は、被害者との直接的な接触を試みる行為ではないことから、後半の行為類型のうちの「見張り」に該当する。ただし、前述のように、この「見張り」には場所的要件が付されているため、本件のような対象者の「住居等」から離れた場所から、GPS機器によって位置情報を取得する行為が該当するかが論点となる¹⁾。

これまでの裁判例では、GPS機器による位置情報の把握が「見張り」に当たるかどうかについて結論が分かれていた。はじめて高裁として肯定したのが、福岡高判平29・9・22LEX/DB25563407（①判決）であり、同様の肯定判決として、福岡地判平30・3・12LEX/DB25561579（②判決）、さらに本件第一審（③判決）がある。他方、否定判決としては、本件控訴審（④判決）と福岡高判平30・9・20LEX/DB25449751（⑤判決＝②の控訴審）がある²⁾。

二 GPS機器の取付け又は設置行為と「見張り」

前述のように、本件では、対象者の「住居等」から離れた場所から、GPS機器によって位置情報を取得しているため、場所的要件のある「見張り」には該当しないように見える。そこで、①判決は、GPS機器等の取付け又は設置行為が対象者の住居等の付近で行われたことを理由に、「見張り」に該当するとした。また、本件控訴審における検察官も、GPS機器を取り付け、電源を入れる行為が「見張り」に該当するとするが、その時点からGPS機器の位置情報を検索することにより、被害者の動静を観察することが可能になることを理由とする。しかし、これらの主張について、④判決は、本件GPS機器の取付け又は設置行為それ自体は、GPS機器によって対象者の位置情報を把握するための準備行為にすぎず、被害者の動静を観察する行為そのものではないから、これを見張りとは解することはできないと批判した。

それに対し、②判決は、GPS機器の取付け又は設置行為は、その後予定している位置情報取得行為との間に強い関連性・一体性があることから、両行為を分断すべきではなく、全体として「見張り」に当たるといふべきだとした。この理解によれば、位置情報取得行為が被害者の通常所在する場所の付近から離れた場所で行われたとしても、GPS機器の取付け行為と一体のものとしてみれば、全体として場所的要件も充足するというべきだとされる。しかし、この理由に対しても、④ならびに⑤判決は、GPS機器取付け行為と位置情報取得行為はそれぞれ客観的には別個になされた行為であるにも関わらず、前者と後者とが評価として一体であるという理由で、可罰的な「見張り」を限定する場所的要件を後者につき不要とするのは、同要件を実質的に無意味化するものであり、解釈として許されないと批判した。

三 GPS機器による情報取得行為と「見張り」

1 論点

一方、③判決のように、GPS機器によって被害者の位置情報を取得する行為自体が、「見張り」に該当するとした判決も存在する。しかし、ここで問題となるのが、第1に、GPS機器による位置情報取得行為の際、行為者は被害者の「住居等」の付近にはいないのが通常であるが、このような場合でも場所的要件を満たすといえるかという

点である。第2が、本件の被告人による位置情報の取得行為は、被害者の行動範囲や交際関係を調査することが目的であったという点である。すなわち、本条1項1号の「見張り」は、「住居等」において被害者の行動を継続的に観察することだと理解されてきたのだが³⁾、本件のような被害者の行動範囲や交際関係を調査することも、「住居等」の付近における「見張り」といえるかが問題となる。

2 場所的要件の意義

2条1項の「見張り」について、素直に読めば、被害者の「住居等」の付近に「行為者が所在して」、視覚等の感覚器官の作用を通じて、被害者の動静を把握することだと解される。そうだとすると、場所的要件は、行為者が「見張り」という実行行為をする際に、被害者の「住居等」の付近に所在することを要求していると解されることになる。ただし、被害者の行動について「見張り」ができる範囲であればよいとされ、少し離れた建物から双眼鏡などで「見張り」をしている場合も含むとされる⁴⁾。以上のような理解にもとづけば、GPSによる位置情報把握行為は「見張り」に当たらないこととなる。

それに対して、学説上、場所的要件が、行為者が行為時に所在する場所に関する要件と解する必然性はなく、観察の対象となる被害者が「住居等」の付近に所在すればよいとの解釈が示された⁵⁾。そうすると、規制対象は、「住居等の付近」が観察できる態様・状況において「見張り」をすることであるとして、GPS機器による遠隔地からの動静観察を「見張り」に含ませることは不可能ではないとされる⁶⁾。さらに、「見張り」の方法についても、感覚器官の作用に限定されるわけではないとし、GPS機器やビデオカメラを利用して収集した情報を後で確認するとしても、いずれも視覚などの感覚器官によって対象の動静を確認することに他ならないというのである⁷⁾。

3 被害者の行動調査

仮に、場所的要件について、観察の対象となる被害者が「住居等」の付近に所在すればよいと解しようとしても、次に問題となるのが、被害者の自動車に取り付けられたGPS機器による位置情報取得は、被害者の行動範囲や交際関係の調査が

目的であって、被害者の「住居等」の付近での行動を継続的に観察するものではなかったという点である。

この点について、学説上、被害者の勤務中や帰宅時には、自動車は（原則的に）自宅や勤務先等の付近の駐車場などに所在するため、GPS機器による自動車の位置情報の探索・取得行為を、自宅や勤務先付近の駐車場などの状況を把握・観察する行為としてとらえることができるとされる。そのため、当該行為について、かろうじて場所的要件を充足するとされる⁸⁾。また、このように理解すべき理由として、GPS機器によって位置情報を把握することは、個人のプライバシーを強く侵害しうるため、当罰性が認められることを挙げる⁹⁾。

しかし、第1に、論者も「かろうじて」と述べるように、GPS機器による位置情報取得の目的は、通常は本件のように、被害者の行動範囲や交際関係の調査であると推測され、自宅や勤務先付近の駐車場などの状況を把握・観察することはその一部でしかない。このような理解は場所的要件を無意味なものとするものといわざるをえない。第2に、プライバシー侵害は、本法の目的とされている、個人の身体、自由及び名誉に対する危害発生（同法1条）との関係でみれば、異質な利益侵害だといわざるをえない¹⁰⁾。これまで、日本では、プライバシーをストーカー行為処罰規定の保護法益に含める見解は主張されてこなかったのであり¹¹⁾、プライバシー侵害を理由にして「見張り」該当性を認めることは許されないはずである。

四 本判決の意義

本判決は、前述の通り、本法2条1項1号の「『住居等の付近において見張り』をする行為に該当するためには、機器等を用いる場合であっても、上記特定の者等の『住居等』の付近という一定の場所において同所における上記特定の者等の動静を観察する行為が行われることを要するものと解するのが相当である」と判示した。

本判決のポイントは、第1に、①判決とは異なり、被害者の「住居等」においてGPS機器を自動車に取り付けた行為それ自体を、「見張り」の該当性判断の対象とはしなかったという点である。第2に、「『住居等』の付近という一定の場所において同所における上記特定の者等の動静を観察する行為が行われることを要する」と述べて

いることから、行為者が「見張り」という実行行為をする際に、被害者の「住居等」の付近に所在することが必要だと解した。したがって、本件では、被害者の車の位置探索を「同駐車場等の付近から離れた場所において」行ったため、「見張り」に該当しないとされた。ただし、「機器等を用いる場合であっても」としていることから、「見張り」行為を感覚器官によるものに限定していないものと解される。第3に、「住居等」における被害者の動静を観察する行為が行われることを要するため、本件について、被害者の「住居等」を離れて移動する自動車の位置情報は、「住居等」の付近における被害者の動静に関する情報とはいえないとした。なお、同日には、⑤判決の上告審判決（最判令2・7・30LEX/DB25570973）も出されているが、ほぼ同様の判示内容であった。

五 GPSによる位置情報把握行為

本判決の判断は、本法の目的、保護法益の観点、ならびに、条文の解釈方法としても、正当なものであったと評価できる。当罰性の観点や社会生活の変化等は、本来は立法論として検討されるべきであって、条文の無理な解釈によって対応すべきではない。

なお、前述のように、本件控訴審は、差戻し理由として、本件公訴事実には、本件自動車にGPS機器を取り付ける際に、付近に被害者がいないかどうかを確認するなどして、被害者の動静を観察する行為が含まれていると解する余地があり、その行為が見張りに当たりうることを挙げた。この点について、本判決は判断を示しておらず、判例の射程には含まれないと思われる。以下はあくまでも私見であるが、この場合の動静観察行為は、GPS機器を自動車に秘密裏に取り付けることによって、被害者の行動範囲や交際関係を調査するための準備段階にすぎず、被害者の「住居等」における動静を継続的に観察する意図があるわけではない。条文上、「見張り」は、つきまとい、待ち伏せ、立ちふさがりといった前段の列举に続いて定められていることに鑑みると、行為者が被害者の身近に存在して、両者が遭遇することにより、被害者の生命、身体、名誉に対する直接的な危害が発生しうる状況が想定されている¹²⁾。GPS機器の取付けに際して、被告人はむしろ被害者との遭遇を避けて行動するのが通常である以上、対象

者の生命・身体に対する直接的な危険発生の蓋然性が高い状況だとはいいがたい。したがって、この行為を「見張り」に当たるとするのは解釈としては許されない。

立法的解決が必要だとする見解も示されているが¹³⁾、前述のように、GPS機器による位置情報の把握行為によるプライバシー侵害は、本法の処罰規定の罪質とは異なるものだといわざるをえない。被害者の不安感といった曖昧な内容にもとづいて拙速な犯罪化を行うのではなく、個人情報の無断取得行為の規制のあり方全般を踏まえた慎重な検討がなされなければならない¹⁴⁾。

●—注

- 1) 本件控訴審の評釈として、上田正基「判批」神奈51巻2号(2018年)43頁以下、嘉門優「判批」平成30年度重判解(ジュリ増刊1531号)(2019年)164頁。
- 2) ①判決の評釈として、永井紹裕「判批」法時90巻11号(2018年)128頁以下、見市香織「判批」警察公論73巻4号(2018年)88頁以下、中嶋伸明「判批」研修840号(2018年)83頁以下、②判決の評釈として、上島大輔「判批」研修842号(2018年)65頁以下、③判決の評釈として、上田・前掲注1)43頁以下、及川京子「判批」研修847号(2019年)99頁以下。
- 3) 橋本裕蔵『ストーカー行為等規制法の解説〔四訂版〕』(一橋出版、2007年)19頁以下。「見張り」は少なくとも若干の時間的継続を要するとされてきた。
- 4) 橋本・前掲注3)19頁以下参照。
- 5) 上田・前掲注1)57頁、橋爪隆「GPS機器を利用したストーカー行為について」酒巻匡ほか編『井上正仁先生古稀祝賀論文集』(有斐閣、2020年)226頁。
- 6) 橋爪・前掲注5)226頁。
- 7) 見市・前掲注2)94頁、橋爪・前掲注5)226頁。
- 8) 橋爪・前掲注5)229頁。
- 9) 上田・前掲注1)57頁、橋爪・前掲注5)231頁。
- 10) 嘉門・前掲注1)165頁。
- 11) 亀田悠斗「ストーカー行為罪に関する一考察(二・完)」阪法69号(2020年)1490頁。
- 12) 永井・前掲注2)131頁、嘉門・前掲注1)165頁。ただし、このような理解に対して、亀田・前掲注11)1489頁は保護法益の観点で疑問を示す。
- 13) 園田寿「遠くで位置確認『見張り』に当たらず GPSストーカー事件で最高裁」産経新聞 <https://mimamori-tai.jp/archives/5656> (アクセス日2020年8月24日)。
- 14) 法改正ではなく、警察による警告やGPS会社による使用禁止の措置を活用することによって対応すべきとする見解として、松宮孝明「GPS、『見張り』当たらず 最高裁が初判断 ストーカー事件」朝日新聞2020年7月31日朝刊25頁参照。